

忠岡町建設工事等指名業者選定委員会規程

(設置)

第1条 町の建設工事並びに調査、測量及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に関し、一層の合理性の確保と公正かつ厳正に指名業者を選定するため、忠岡町建設工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 建設工事に係る業者の総合的能力の判定及び格付に関すること。
- (2) 建築工事の設計金額が8,000万円以上、土木工事及びその他の工事の設計金額が4,000万円以上の請負契約又は調査、測量、設計、監理等のコンサルタント業務の設計金額が1,000万円以上の委託契約に係る契約方法及び業者選定条件の設定又は指名業者の選定に関すること。
- (3) 建設工事に係る業者の指名停止に関すること。
- (4) 前各号のほか、建設工事等に関して、町長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織し、その委員は本町の職員のうちから町長が選任する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長の職にある者を充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じてその都度招集する。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

(審議の特例)

第5条 委員長は、第2条に規定した事項に緊急を要するときは、持ち回りによって審議することができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、説明若しくは意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約担当課において行う。

(守秘義務)

第8条 委員及び関係職員は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定

める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。